

(株) 茨城富士の吸収合併に係る事後開示書面

2021 年 4月 1日

富士電機株式会社

2021年 4月 1日

川崎市川崎区田辺新田 1 番 1 号

富士電機株式会社

代表取締役社長 北澤 通宏



吸収合併に係る事後開示事項

当社は、株式会社茨城富士（以下、「吸収合併消滅会社」といいます）と2020年 11月 26日付で締結した合併契約書（以下、「本件吸収合併契約」といいます）に基づき、2021年 4月 1日を効力発生日として、吸収合併消滅会社の権利義務全部を当社に承継させる吸収合併（以下、「本件吸収合併」といいます）を行いました。

本件吸収合併に関し、会社法第 801条第 1項および会社法施行規則第 200条の規定に基づく事後開示事項は下記の通りです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2021年 4月 1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条の及び第789条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併消滅会社における株主の差止請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2の規定に基づく本件吸収合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、会社法第785条の規定に基づく反対株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していなかったため、会社法第787条の規定に基づく新株予約権者からの新株予約権買取請求について、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議申立

吸収合併消滅会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2021年 2月 16日付で官報に公告を行うとともに、同日付けで電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併存続会社における株主の差止請求

本件吸収合併は、会社法第796条の第2項に規定する簡易合併に該当するため、当社の株主は、同法第796条の2の規定に基づく本件吸収合併をやめることの請求はできません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本件吸収合併は、会社法第796条の第2項に規定する簡易合併に該当するため、当社の株主は、同法第797条に基づく株式買取請求を行うことはできません。

(3) 債権者の異議申立

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2021年 2月 16日付で官報に公告を行うとともに、同日付けで電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本件吸収合併の効力発生日である2021年 4月 1日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務一切を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙の通りです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日（予定）

2021年 4月 1日

7. その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上